

4 農業生産工程管理の全般に係る取組

情報の記録・保管

44 ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存

作業者への指示、作業の記録を正しく行うため、すべてのほ場や施設をほ場管理台帳（地図や一覧）にして管理しましょう。

【適切な実践】

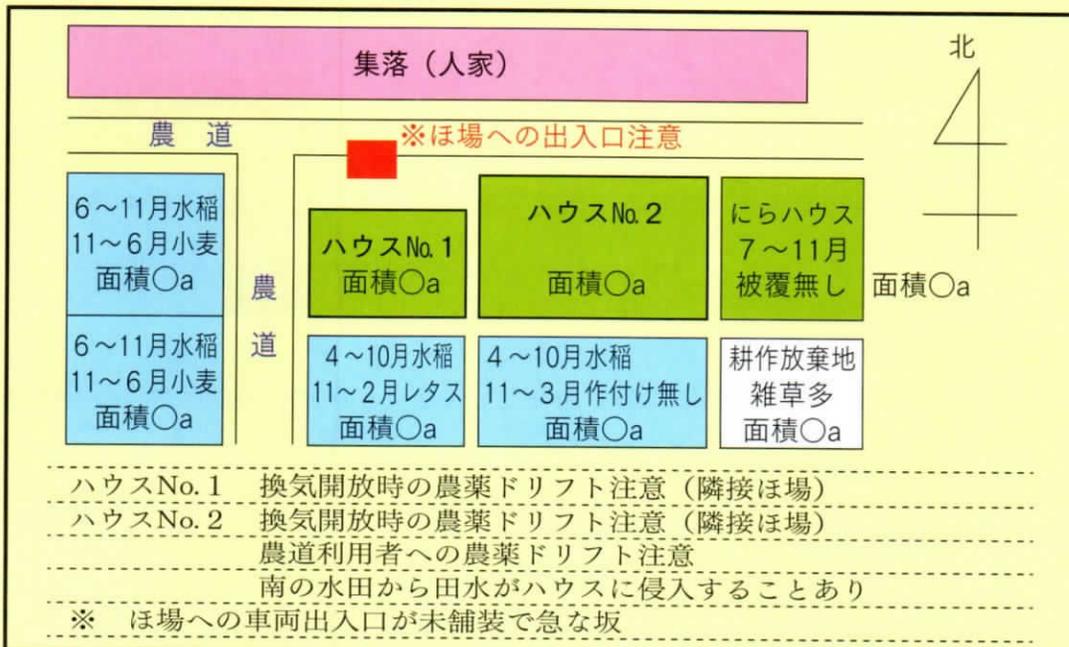
ほ場や施設の名称・場所が作業者間で統一されていないと、作業指示、作業記録に反映されないため、すべてのほ場や施設をほ場管理台帳にして管理しましょう。その際、以下の点は必ず記載し、作業を指示・委託する場合には、作業者や受託者に対し、危険箇所等を説明しましょう。

- (1) 傾斜や崖など、農業機械の出し入れが困難な地形や危険な場所
- (2) 周辺ほ場からの農薬飛散や、周辺ほ場・住宅等への農薬飛散の可能性

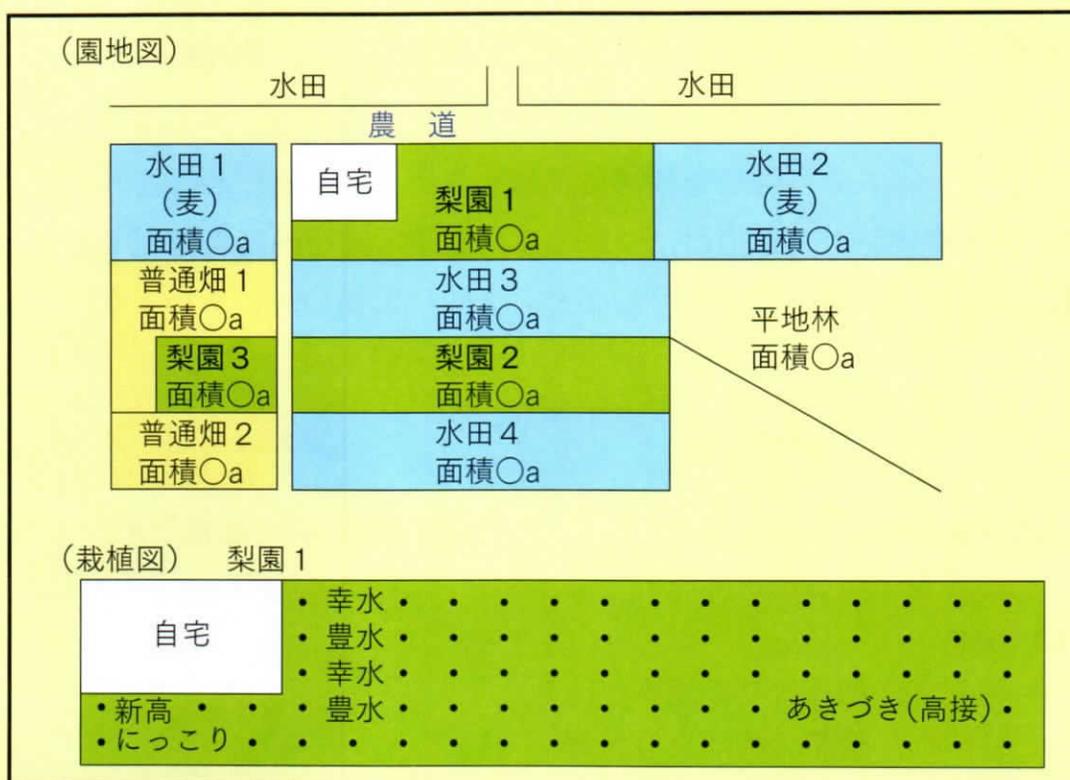
ポイント

○ほ場管理台帳

様式例) ハウス及び周辺ほ場図



様式例) 園地管理台帳 (果樹)



○園地の傾斜	梨園 1、3 は平坦 梨園 2 は最大傾斜 8 度																																			
○園地の土壌特性	物理性、化学性、排水良否等 (土壌分析結果添付)																																			
○水源・給水設備	位置、汚水侵入有無等 (水質検査結果添付)																																			
○園地周辺ほ場の作物作付け状況																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1～3月</th> <th>4～6月</th> <th>7～9月</th> <th>10～12月</th> <th>1～3月</th> <th>4～6月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水田 1</td> <td></td> <td>水稲</td> <td>麦</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水田 2</td> <td>麦</td> <td>水稲</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水田 3</td> <td></td> <td>水稲</td> <td>麦</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通畑</td> <td></td> <td>なす</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	水田 1		水稲	麦				水田 2	麦	水稲					水田 3		水稲	麦				普通畑		なす				
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月																														
水田 1		水稲	麦																																	
水田 2	麦	水稲																																		
水田 3		水稲	麦																																	
普通畑		なす																																		
○農薬等飛散防止対策	飛散防止ネットの設置：梨園 1, 2, 3 設置済み 梨園 1 の道路面は巻き上げ式カーテン設置																																			
○その他	台帳に必要な事項、書類等を添付・保管 (施設・機械装備台帳等)																																			

45 農薬・肥料の使用に関する内容を記録し、保存

農薬の使用履歴を確認したり、使用基準違反防止のため、農薬使用者は、農薬を使用したときは、その記録を帳簿に記載するよう努めなければなりません。

また、農作物に施用した肥料についても、生産活動の内容が確認できるよう、ほ場ごとに肥料の施用時期、施用量など、正確な記録を残しましょう。

【適切な実践】

- 1 農薬を使用した場合は、以下について使用記録簿に記載しましょう。
 - (1) 農薬を使用した年月日
 - (2) 農薬を使用した場所
 - (3) 農薬を使用した農作物等
 - (4) 使用した農薬の種類又は名称
 - (5) 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数
- 2 農薬の総使用回数超過を防ぐため、農薬の使用前には、農薬のラベルと併せて農薬使用記録簿も必ず確認しましょう。
- 3 農薬の使用時期（収穫前日数等）に違反しないようにするため、農作物の収穫・出荷前には、農薬使用履歴簿により農薬の使用後日数が経過しているかどうか確認しましょう。
- 4 肥料を使用した場合は、以下について使用記録簿に記載しましょう。
 - (1) 施用日
 - (2) 施用場所
 - (3) 施用した農作物
 - (4) 施用した肥料の名称
 - (5) 施用面積
 - (6) 施用した量
- 5 肥料の使用記録と併せて、農作物の生育の良否についても記録しましょう。これらは施肥管理の実際面での効果につながるとともに、次作の施肥設計の際に貴重なデータとなります。

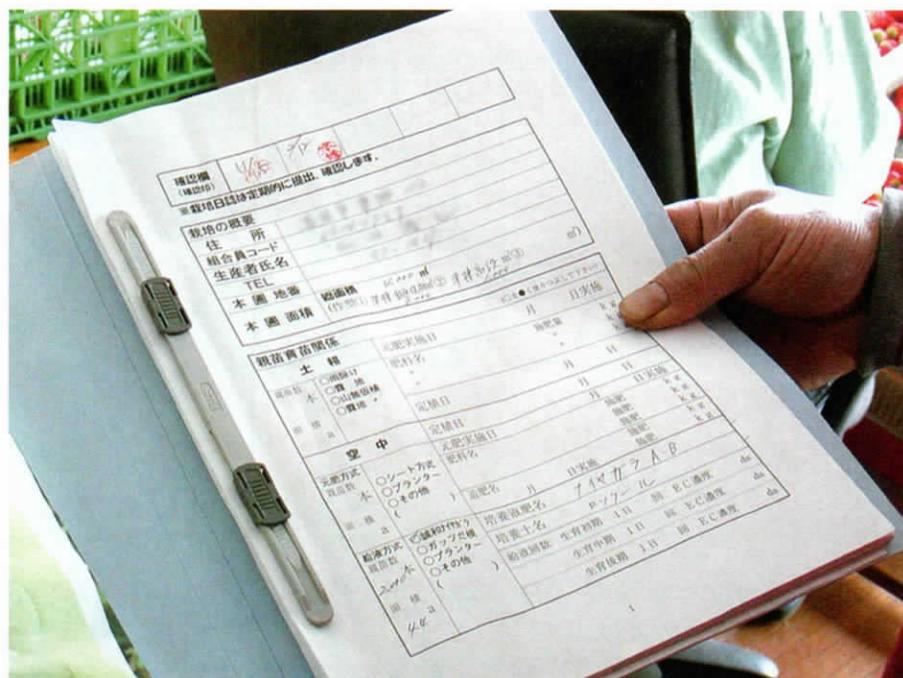
46 種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存

農業活動に関する情報を後で確認できるようにするため、種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存や、かんがいの実施、資材の使用・洗浄・消毒、施設や機器の清掃等の取組を記録し、保管しましょう。

【適切な実践】

- 1 肥料や農薬等の資材管理状況を後で確認することができるようにするため、種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票や関連する記録帳票（ノート、伝票を含む）は保存しておきましょう。
- 2 生産活動の内容が確認できるよう、かんがいの実施、資材の使用・洗浄・消毒、施設や機器の清掃等の取組も記録しておきましょう。
- 3 これらの伝票等を保存することは、GAPに基づく点検や他者からの説明の求めなどに対応する上でも不可欠です。

記録は、GAPに基づく点検を行うまではもちろんのこと、点検後、少なくとも1年程度（次回の点検まで）は保存しておく必要があります。



ポイント

○コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範

5.7 文書及び記録

必要に応じて、加工、生産及び流通の記録は、要求に応じてリコール及び食品媒介疾病の調査を容易にするのに十分な期間にわたって保管されること。この期間は生鮮果実・野菜の保存期限よりはるかに長い場合がありえる。文書により食品安全管理システムの信用性及び有効性が高まる。

- ・生産者は、農業活動に関する全ての関連情報、たとえば、生産ほ場、農業資材の仕入先の情報、農業資材のロット番号、かんがい方法、農薬の使用、水質データ、害虫管理や、施設・敷地・機器及び容器の清掃スケジュール等を保管すること。

関連法令等

○環境と調和のとれた農業生産活動規範

(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)

47 米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保存 (法令上の義務を含む)

米や米加工品を出荷、販売、加工・製造する場合は、米トレーサビリティ法に基づき、必要事項が記載された伝票等の受領・保存等を行わなければなりません。

【適切な実践】

1 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）により、米穀等の取引等の記録の作成・保存が義務付けられています。米や米加工品を出荷、販売、加工・製造する場合は、以下のことを行わなければなりません。

(1) 米生産者

ア 「米」を出荷する際には、集荷業者等から以下の必要事項が記載された伝票等を受領してください。

・名称 ・産地 ・数量 ・搬入年月日 ・搬入した取引先の相手方の氏名又は名称 ・搬入又は搬出した場所 ・用途限定米穀についてはその用途

イ 受領した伝票、発行した伝票の控えは、3年間保存してください。

ウ 「米」を出荷する際、一般消費者に直接「米」や「米加工品」を販売する際には、必ず産地を伝えてください（ただし、親戚等への縁故米は除きます）。

(2) 農産物加工所（米加工品製造業者）

ア 原料となる「米」や「米粉」等を入荷する際には、必要事項が記載された伝票等を受領してください。「米加工品」を出荷する際には、必要事項を記載した伝票等が発行してください。

イ 受領した伝票等は、発行した伝票等の控えは原則3年間保存してください。

ウ 「米加工品」を出荷する際には、原料米の産地を取引相手に伝えてください。一般消費者向け商品を製造する際は、容器・包装に原料米の産地を記載してください。

2 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律及び関連政省令等に関しては以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「米穀の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律及び関係政省令等」
(http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html)

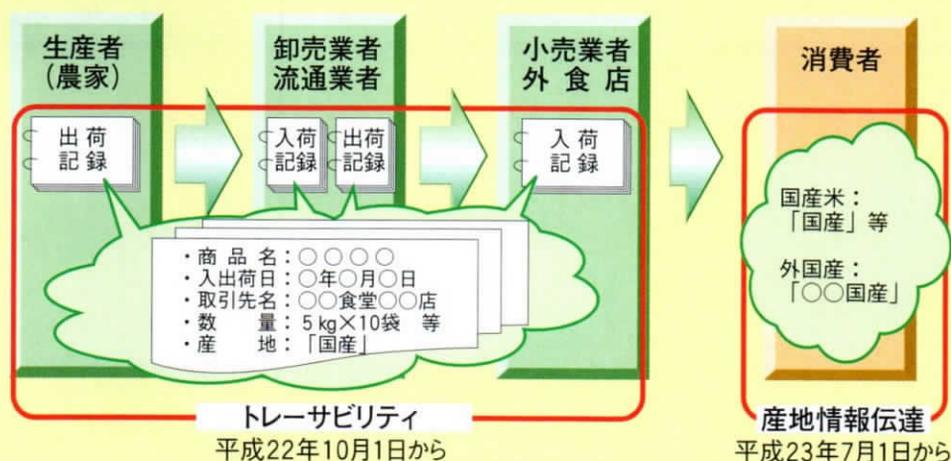
3 トレーサビリティに関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「トレーサビリティ関係」
(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html>)

ポイント

○米トレーサビリティ法

- 1 「トレーサビリティ」とは、英語の「トレース」と「アビリティ」をあわせた言葉で、食品の移動をわかるようにすることです。
- 2 「米トレーサビリティ法」とは、米の流通経路を明確にすることが目的の法律で、もし、食品事故や産地偽装が起こっても、その原因を速やかに把握できます。
- 3 具体的には、米や米加工品を取り扱う事業者が、①トレーサビリティ（取引等の記録の作成・保存）、②取引等に伴う産地情報の伝達を守るべきこととして定めたものです。
- 4 対象となる事業者には、米生産者、米加工品製造業者、流通業者、小売業者、外食業者等で、栃木県内では、約74,000事業者が対象となっています。



関連法令等

- 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
(平成21年法律第26号)

48 農産物の出荷に関する記録の保存

食品衛生法等により、農業者は、可能な限り農産物の出荷に関する記録の作成、保存に努めることが定められているので、実践しましょう。

【適切な実践】

- 1 農産物の出荷に関する以下の項目について、可能な限り記録の作成、保存に努めましょう。
なお、農協等の第三者に販売を委託している場合は、記録の作成及び保存を依頼することも可能です。
 - (1) 生製品の品名
 - (2) 生製品の出荷又は販売先の名称及び所在地
 - (3) 出荷又は販売年月日
 - (4) 出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1回又は1日毎）
 - (5) 食品衛生法第11条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録 等
- 2 トレーサビリティに関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。
 - ・農林水産省ホームページ「トレーサビリティ関係」
(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html>)

ポイント

○食品衛生法

第3条

- 2 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

○食品衛生法第1条の3第2項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）の留意事項について

第2 各事業者における記録の作成及び保存に関する留意事項

1 農協等への販売の委託を行う食品等事業者

- 食品等事業者は、販売を委託している農協や漁業といった第三者に対して、記録の作成及び保存を依頼等して差支えないこと。

関連法令等

○食品衛生法（昭和22年法律第233号）

○食品衛生法第1条の3第2項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針
（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）

特定の米穀についての保管・処理

49 用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管・販売・処理 (法令上の義務)

平成22年4月から改正食糧法に基づき、飼料用米、加工用米など用途限定米穀の用途外使用の禁止などがルール化されました。

生産者も米穀の出荷・販売を行ってれば、このルールを守らなければなりません。

【適切な実践】

1 用途限定米穀の場合

- (1) 用途限定米穀^{*}は、その定められた用途以外に使用し、又は使用する目的で出荷・販売してはいけません。

※用途限定米：いわゆる生産調整として取り組まれる加工用米（地域流通契約を含む）、新規需要米(米粉用、飼料用等)など。

- (2) 用途限定米穀を保管する場合、用途ごとに別棟又は別はいで保管し、用途が明らかとなるよう「はい票せん」により掲示してください。

- (3) 用途限定米穀を販売する場合の措置

ア 紙袋等の包装に用途を表示してください。

加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示します。

イ 需要者に直接又は需要者団体を通じて販売してください。

ウ 定められた用途に確実に使用されるよう措置してください。

定められた用途に確実に使用する旨の誓約書の提出、転売禁止及び違反した場合の違約措置を契約で明記

- (4) 自ら出荷・販売した用途限定米穀の用途外使用を知ったときには、速やかに宇都宮地域センターや大田原地域センター、又は県農政部経済流通課マーケティング対策班に連絡してください。

2 食用不適米穀の場合

食用不適米穀が生じた場合、必要に応じ被覆するなどした上で、他の米穀とは厳格に区分して管理し、食用不適米穀であることを「はい票せん」により掲示してください。

食用不適米穀は、廃棄するか、又は関係法令に留意して非食用（飼料用、バイオ燃料等）として適切に処理してください。

※食用不適米穀：残留農薬基準値を超えた米穀、カドミウム等重金属の基準値を超えた米穀、カビが付着した米穀など食用として販売してはならない米穀

3 米トレーサビリティ法の遵守

米トレーサビリティ法に基づき、取引記録等の作成・保存を適切に行い、国又は県等から求めがあった場合は、その記録を速やかに提示しなければなりません。

ポイント

○生産者向けQ & A

Q1：加工用米や新規需要米は、どの時点で用途限定米穀となりますか。

A1：加工用米や米粉用米など出荷に際して調製（ふるい）を経た後でなければ、当該用途に仕向けられるべき部分が特定できない場合には、JA等出荷業者に出荷し調製、仕分けされた段階から用途限定米穀となります。

また、飼料用など出荷に際して調製を行わない場合は、収穫された段階からその米穀の全てが用途限定米穀となります。

Q2：ふるい下米（網下米）は、用途限定米穀になりますか。

A2：用途限定米穀は、いわゆる生産調整という公的な枠組みの中で、用途が限定された米穀のことであり、加工用米や新規需要米などが該当します。

したがって、特定の用途に限定されていないお米（通常の主食用米）は、ふるい下米も含め、用途限定米穀とはなりません。

また、加工用米や新規需要米については、用途限定米穀となった後は、その全てを定められた用途に仕向けなければなりません。どの時点で用途限定米穀となるかは、Q1をご覧ください。

なお、新規需要米について、ふるい下米が発生した場合には、「米穀の新用途への利用促進に関する基本方針」及び「米穀の生産調整実施要領」に基づき、主食用以外の用途に確実に処理する必要があります。

※この欄は、農林水産省生産者（団体）向けパンフレットから引用しました。

関連法令等

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）

○米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）

技術・ノウハウ（知的財産）の保護

50 登録品種の種苗の適切な利用（法令上の義務）

登録品種は、種苗法に基づいて育成者権が与えられ、保護されており、種苗・収穫物を利用するには、原則として権利者の許可が必要です。無断で登録品種の種苗を利用してはなりません。

【適切な実践】

- 1 登録品種を利用（生産、譲渡等）する際は、権利者の許諾が必要です。他産地からの見学者に穂木や種子を渡すなど、安易な登録品種の種苗の譲渡は、育成者権を侵害するばかりでなく、逆輸入など、その品種を生産している他の生産者にも甚大な影響を及ぼしかねないので、決して行ってはなりません。
- 2 以下のような場合は、農業者でも権利者の利用許可が必要です。
 - (1) 栄養繁殖植物のうち自家増殖が禁止されている植物^{*}を増殖する場合
※平成21年4月1日現在、草花を中心に82種ありますが、順次拡大される予定です。
 - (2) いちご等の種苗をメリクロン培養のように別の作業過程を経て増殖する場合
 - (3) 契約で自家増殖が禁止されている場合
 - (4) 自家増殖して余った種苗を他人に配布する場合（有償、無償を問わない）
- 3 適正な登録品種の利用等に関しては、農林水産省のホームページにも詳細な情報が記載されています。
・「品種登録ホームページ」（<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>）

ポイント

- 権利者の許諾を怠ると、民事請求を受けたり、刑事罰を科せられる場合があります。
- 1 民事請求
 - (1) 当該品種の生産・販売等の差止め
 - (2) 無断利用によって育成者権者が被った損害賠償
 - (3) 無断利用によって育成者権者が被った信用の低下を回復するための措置
 - 2 刑事罰
10年以下の懲役又は（併科）1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）

関連法令等

○種苗法（平成10年法律第83号） ○種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）

5 放射性物質対策

放射性物質対策

51 放射性物質対策

原子力発電所の事故に伴う放射性物質の降下を踏まえ、農業生産においては、放射性物質による汚染をできるだけ低く抑える対策を実施しましょう。

【適切な実践】

- 1 深く耕す（土壌中の粘土鉱物への吸着促進）。
 - ・可能であれば深耕ロータリーや反転耕を行いましょう。
 - ・通常ロータリー耕では、ゆっくり耕しましよう。
- 2 加里質肥料の適正施肥。
 - ・土壌診断に基づいて、適正に加里質肥料を施用しましよう。
 - ・水稻では、基肥での施用を基本とし、施肥した加里分を流亡させないためかけ流しはやめましよう。
- 3 収穫物を汚さない。
 - ・稲・麦・大豆では、倒伏や刈り取り時の泥の付着を防ぎましよう。
 - ・園芸作物では、収穫用のコンテナやはさみを地面に直接置かないなど、衛生管理を徹底しましよう。
 - ・原発事故時に屋外にあったべたがけ資材等の使用はやめましよう。
- 4 堆肥等の資材は安全なものを使用する。
 - ・堆肥等の資材は、製造状況や放射性セシウム濃度を確認し、ほ場の安全性を維持しましよう。
 - ・自ら堆肥を製造する場合は、使用制限のない安全な原料を使用しましよう。
- 5 農産物の安全確認
 - ・農産物モニタリング検査の結果を確認し、安全な農産物のみを出荷しましよう。
- 6 農作業による被ばくの防止
 - ・マスクを着用し、長袖・長ズボンにより皮膚の露出を減らしましよう。また、作業後はうがい・手洗いをしましよう。

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（農林水産省生産局 平成22年4月策定、平成24年3月6日最終改定）

食品安全を主な目的とする取組			品目
区分	No.	取組事項	
ほ場環境の確認と衛生管理	1	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止（法令上の義務）	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用（法令上の義務）	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
農薬の使用	5	飼料用稲の場合、上記4番に加え、関連通知で定める農薬の種類、使用方法を守って農薬を使用	飼
	6	農薬散布時における周辺作物への影響の回避（法令上の義務）	野、米、麦、果、茶、飼、食
水の使用	7	使用する水の水源（水道、井戸水、開放水路、ため池等）の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施（特に、野菜の洗浄水など、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水に注意）	野、果
	8	堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵した堆肥を使用	野、果
肥料・培養液の使用	9	養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施	野、果
	10	作業者の衛生管理の実施	野、果、茶
作業者等の衛生管理	11	荒茶加工施設における衛生的な水の使用	茶
	12	ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	野、果、茶
機械・施設・容器等の衛生管理	13	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬・荒茶加工に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	野、果、茶
	14	栽培施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	野、果
	15	調製・出荷施設、貯蔵施設、荒茶加工施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	野、果、茶
	16	安全で清潔な包装容器の使用	野、果
カドミウム濃度の低減対策	17	過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認	米
	18	麦類のDON・NIV汚染低減対策の実施	麦
かび毒（DON・NIV）汚染の低減対策	19	りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の低減対策の実施	果
	20	飼料中のミネラルバランス、硝酸態窒素の過剰蓄積の防止に配慮した適正な施肥及び草種構成	飼
草地等の適正管理	21	有毒植物の除去、隔離	飼
	22	規格又は基準に合わない飼料添加物の使用禁止（法令上の義務）	飼
飼料の調製	23	好気的変敗による変質・かびの発生や異物混入等の防止のための飼料の適切な調製	飼
	24	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施	野、果
収穫以降の農産物の管理	25	収穫・調製・運搬・選別時・荒茶加工時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	野、果、茶
	26	米穀、麦、その他農産物の清潔で衛生的な取扱い（法令上の義務）	米、麦、食
収穫・調製後の飼料の管理	27	収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	米、麦
	28	飼料の汚染や異物混入の防止のための衛生的な保存（法令上の義務）	飼
	29	飼料安全法等に違反する飼料の流通や飼料に起因する有害畜産物の生産等が確認された場合の適切な対応	飼

※品目の欄について、野は野菜、果は果樹、飼は飼料作物、食はその他の作物（食用）、非はその他の作物（非食用）のこと。

環境保全を主な目的とする取組			
区分	取組事項	品目	
農薬による環境負荷の低減対策	No. 30	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	No. 31	水田からの農薬流出を防止する対策の実施（飼料用稲を含む）	米、飼
	No. 32	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	No. 33	発生予察情報を利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	No. 34	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	No. 35	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	No. 36	被覆を要する農薬（土壌くん蒸剤等）を使用する場合は、揮散を防止する対策の実施	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	No. 37	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	No. 38	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	No. 39	水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施（飼料用稲を含む）	米、飼
土壌の管理	No. 40	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	No. 41	土壌の侵食を軽減する対策の実施	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
廃棄物の適正な処理・利用	No. 42	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	No. 43	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
エネルギーの節減対策	No. 44	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	No. 45	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
特定外来生物の適正利用	No. 46	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施（法令上の義務）	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	No. 47	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	野、米、麦、果、茶、飼、食、非

※品目の欄について、野は野菜、果は果樹、飼は飼料作物、食はその他の作物（食用）、非はその他の作物（非食用）のこと。

労働安全を主な目的とする取組			
区分	取組事項	品目	
危険作業等の把握	No. 48	農業生産活動における危険な作業等の把握	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	No. 49	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに對する制限	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
服装及び保護具の着用等	No. 50	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	No. 51	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
機械等の導入・点検・整備・管理	No. 52	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	No. 53	機械、装置、器具等の適正な使用	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
農薬・燃料等の管理	No. 54	農薬、燃料等の適切な管理（法令上の義務を含む）	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
	No. 55	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	米、麦、飼
事故後の備え	No. 56	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む）	野、米、麦、果、茶、飼、食、非

※品目の欄について、野は野菜、果は果樹、飼は飼料作物、食はその他の作物（食用）、非はその他の作物（非食用）のこと。

農業生産工程管理の全般に係る取組

区分	No.	取組事項	品目	
技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	57	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	野、米、麦、果、茶、飼、食、非	
	58	登録品種の種苗の適切な使用（法令上の義務）	野、米、麦、果、茶、飼、食、非	
	59	ポイラーの使用時の登録・主任の設置	茶	
	60	飼料製造業者等の届け出	飼	
	飼料製造管理者の設置	61	飼料の販売及び販売を目的として製造する場合の飼料製造管理者の設置（法令上の義務）	飼
		62	ほ場の位置、面積、茶工場等に係る記録を作成し、保存	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
		63	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
		64	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
		65	種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	野、果
		66	種子・苗、肥料、農薬等の購入伝票等の保存	米、麦、茶、飼、食、非
情報の記録・保管	67	飼料の製造に関する記録、保存（法令上の義務）	飼	
	68	野菜、麦、果実、茶、飼料、その他農産物の出荷に関する記録の保存	野、麦、果、茶、飼、食、非	
	69	米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保存（法令上の義務を含む）	米	
	70	ポイラーの定期自主検査の記録の保存（法令上の義務）	茶	
	71	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管（法令上の義務、飼料用米を含む）	米、飼	
	72	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分（法令上の義務、飼料用米を含む）	米、飼	
	特定の米穀についての保管・処理		以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む）を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	野、米、麦、果、茶、飼、食、非
		73		
		74	73の項目に関する記録について、以下の期間保存 ①野菜、麦、果実、茶、その他農産物の出荷に関する記録については1～3年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定） ②野菜、麦、果実、茶、その他農産物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間 ③ポイラーの自主点検の記録については3年間（茶のみ）	野、麦、果、茶、飼、食
	記録の保存期間	75	73の項目に関する記録について、以下の期間保存 ①米穀等の取引等に関する記録については原則3年間（法令上の義務を含む） ②飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条に係る帳簿については8年間（法令上の義務） ③米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	米、飼
76		73の項目に関する記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存	非	

※品目の欄について、野は野菜、果は果樹、飼は飼料作物、食はその他の作物（食用）、非はその他の作物（非食用）のこと。

参考文献

- 農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン参考資料集
（農林水産省生産局 平成24年7月）
- 日本適正農業規範（未定稿）
（一般社団法人日本生産者GAP協会 2010年10月）
- 新版「GAP入門」
（田上隆一、田上隆多、石谷孝佑 2008年3月11日）
- 適正農業規範「GAP導入」
（田上隆一編著 2009年1月30日）
- 「GAP導入事例」
（田上隆一編著 2009年8月20日）
- 農業概説（2010）
（社団法人日本植物防疫協会 平成22年6月30日）
- 生鮮野菜生産高度衛生管理ガイド
（社団法人日本施設園芸協会 平成14年3月）
- 環境に優しい病虫害防除（実践事例集）
（財団法人日本土壌協会 平成15年3月）

“とちぎ農業防災メール” 配信のご案内

県では、気象災害による農作物への技術対策情報等を皆様の携帯電話等に配信する、「とちぎ農業防災メール」を開始します。

☆栃木県の公式HPから登録できます☆

とちぎ農業防災メール

検索



“エコ農業とちぎ” 実践宣言・応援宣言を募集します



みんなでエコ農業
とちぎに取り組み
ましょう

☆栃木県の公式HPから宣言できます☆

エコ農業とちぎ

検索



栃木県GAP規範

平成27年3月

編集 栃木県

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20

農政部経営技術課環境保全型農業担当

TEL：028-623-2286

FAX：028-623-2315

無断引用・転載を禁じます